

軽度外傷性脳損傷に関わる労災認定基準の改正と教育機関への啓発・周知を求める意見書

「軽度外傷性脳損傷」（略称MTBI）は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う神経線維「軸索」が損傷するなどして発症する病気です。

2007年、世界保健機関（WHO）の報告によれば、年間約1,000万人の患者が発生していると推測されており、その対策が求められています。

この病気は、記憶力、理解力、注意力の低下を始め症状は複雑多岐にわたっています。本人も家族も周囲も、この病気を知らず、気付かないため、職場や学校において理解されずに、誤解を生じ、悩み苦しむケースも多く、また、MRIなど画像検査では異常が見つかりにくいため、労災や自賠責の補償対象にならないケースが多くあり、働けない場合には経済的に追い込まれることも多々あるのが現状です。

特に、通学路での交通事故やスポーツ外傷が多発している昨今、子どもたちのMTBI発症が懸念されます。

よって、朝霞市議会は政府に対し、下記の事項について強く要望します。

記

- 1 「軽度外傷性脳損傷」のため働けない場合、労災の障害（補償）年金が支給できるよう、労災認定基準を改正すること。
- 2 文部科学省を通じ、「軽度外傷性脳損傷」について教育機関への啓発・周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出いたします。

平成26年6月27日

埼玉県朝霞市議会議長 利根川 仁 志

内閣総理大臣	安	倍	晋	三	様
文部科学大臣	下	村	博	文	様
厚生労働大臣	田	村	憲	久	様
衆議院議長	伊	吹	文	明	様
参議院議長	山	崎	正	昭	様